

日立市福祉作業所の指定管理者の指定について

別紙のとおり日立市福祉作業所の指定管理者を指定するものとする。

令和2年12月3日提出

日立市長 小川 春樹

(提案説明)

日立市福祉作業所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

施設の名称	指定管理者	指定の期間
日立市金沢福祉作業所	公益社団法人日立市シルバー人材センター	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
日立市滑川福祉作業所	社会福祉法人ひたち育成会	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで